社会福祉法人光道会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光道会の役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・ 解任委員会委員、第三者委員をいう。

(理事の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会、評議員会並びに評議員選任・解任委員会等の会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の 指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合に ついても、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費は実費とする。

(評議員の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会等の会議等に出席したときは、別表1により1日 分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の 業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないもの とする。

2 交通費は実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したときは、別表 1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に 併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支 払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び 旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前 に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(改 正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年2月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。但し、平成29年3月31日までに開催する評議員選任・ 解任委員会についても適用する。

別表1 役員等報酬(日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事長の出席報酬等	6,000円	実費相当額
理事の出席報酬等	3,000円	実費相当額
監事の出席報酬等	3,000円	実費相当額
評議員の出席報酬等	3,000円	実費相当額
評議員選任・解任委員会委員の出席報酬等	3,000円	実費相当額
第三者委員の出席報酬等	3,000円	実費相当額

別表 2 旅費等(日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他必要経費
実費	18,000円	6,000円	実費